

# 自動車損害共済損害平衡負担金規程

〔制 定〕 昭和47年1月20日

〔一部改正〕 平成23年9月9日

〔一部改正〕 令和2年1月31日

(目的)

第1条 この規程は、自動車損害共済において災害共済金合計額が共済基金分担金合計額をこえた共済委託団体に対し、その危険に対応する損害平衡負担金の負担をもとめ、もって共済委託団体の負担の衡平をはかることを目的とする。

(適用する契約及びその種類)

第2条 この規程は、自動車損害共済基本業務規程（以下「基本業務規程」という。）及び自動車損害共済総合業務規程（以下「総合業務規程」という。）の規定に基づいて締結される営業用乗合自動車並びに塵芥自動車の車両共済委託契約並びに損害賠償共済における対物損害賠償担保契約及び対人損害賠償担保契約に適用する。

2 この規程において契約の種類とは、次の6種をいう。この場合においては、基本業務規程又は総合業務規程いずれの規定に基づく契約であるかを問わない。

- (1) 営業用乗合自動車の車両共済委託契約
- (2) 営業用乗合自動車の対物損害賠償担保契約
- (3) 営業用乗合自動車の対人損害賠償担保契約
- (4) 塵芥自動車の車両共済委託契約
- (5) 塵芥自動車の対物損害賠償担保契約
- (6) 塵芥自動車の対人損害賠償担保契約

(損害平衡負担金の負担要件)

第3条 共済委託団体は、前条に規定する契約を締結しようとする場合において、契約の種類ごとに算出された前々年度（前々年度に契約が締結されていない場合にあつては、前々年度以前において最近に契約を締結された年度をいう。以下同じ。）の災害共済金合計額が共済基金分担金合計額をこえることとなるときは、当該契約の種類ごとに、基本業務規程第23条又は総合業務規程第29条の規定による共済基金分担金のほか、毎共済期間この規程に基づく損害平衡負担金を負担

しなければならない。ただし、前々年度以前3年度間における当該契約の種類ごとに算出された各年度の災害共済金合計額を合算した額（塵芥自動車については、合算した額から5,000,000円を控除した額）が共済基金分担金合計額を合算した額をこえない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び次条に規定する災害共済金合計額を算出する場合において、1回の事故に因る災害共済金の額が、車両共済委託契約及び対物損害賠償担保契約にあつては、500,000円をこえるものはこれを500,000円として計算するものとし、対人損害賠償担保契約にあつては、10,000,000円をこえるものはこれを10,000,000円（塵芥自動車については、5,000,000円をこえるものはこれを5,000,000円）として計算するものとする。

（負担金の計算）

第4条 前条の規定により損害平衡負担金を負担することとなった共済委託団体の契約の種類ごとの損害平衡負担金の額は、基本業務規程第23条又は総合業務規程第29条の規定による共済基金分担金額に当該契約の種類ごとの前々年度の災害共済金合計額の共済基金分担金合計額に対する割合（以下「損害率」という。）に応じて別表に掲げる負担係数を乗じて得た額とする。

（負担金の支払、精算）

第5条 損害平衡負担金は、基本業務規程又は総合業務規程に基づく共済委託契約締結の都度本会に支払うものとし、共済期間の中途において、共済基金分担金額に変動を生ずべき事由が発生したときは、その都度精算するものとする。

- 2 基本業務規程第24条、第25条第2項、第26条第2項及び第27条第2項条及び第29条並びに総合業務規程第30条、第31条第2項、第32条第2項、第33条第2項及び第35条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（施行の細則）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行し、同日以後に共済期間の始まる契約に適用する。

(経過規定)

- 2 (略)

(途中省略)

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の自動車損害共済損害平衡負担金規程の規定は、基本業務規程又は総合業務規程の規定に基づいて締結する施行日以後に共済期間の始まる共済委託契約から適用し、この規程施行の日の前日までに自動車損害共済業務規程の規定に基づいて締結した共済委託契約で、施行の日以後に共済期間の満了するものについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年1月31日から施行する。

(別 表)

### 負 担 係 数 表

前々年度損害率	負担係数	前々年度損害率	負担係数
100%をこえ110%以下のとき	0.05	260%をこえ270%以下のとき	1.65
110%をこえ120%以下のとき	0.15	270%をこえ280%以下のとき	1.75
120%をこえ130%以下のとき	0.25	280%をこえ290%以下のとき	1.85
130%をこえ140%以下のとき	0.35	290%をこえ300%以下のとき	1.95
140%をこえ150%以下のとき	0.45	300%をこえ310%以下のとき	2.05
150%をこえ160%以下のとき	0.55	310%をこえ320%以下のとき	2.15
160%をこえ170%以下のとき	0.65	320%をこえ330%以下のとき	2.25
170%をこえ180%以下のとき	0.75	330%をこえ340%以下のとき	2.35
180%をこえ190%以下のとき	0.85	340%をこえ350%以下のとき	2.45
190%をこえ200%以下のとき	0.95	350%をこえ360%以下のとき	2.55
200%をこえ210%以下のとき	1.05	360%をこえ370%以下のとき	2.65
210%をこえ220%以下のとき	1.15	370%をこえ380%以下のとき	2.75
220%をこえ230%以下のとき	1.25	380%をこえ390%以下のとき	2.85
230%をこえ240%以下のとき	1.35	390%をこえ400%以下のとき	2.95
240%をこえ250%以下のとき	1.45	400%をこえるとき	3.00
250%をこえ260%以下のとき	1.55		